

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2019 年度第 9 回 定時理事会 議事録

1. 開催日時 2019 年 10 月 10 日(木曜日) 10 時 00 分開始 11 時 00 分終了

2. 開催場所 当財団会議室

3. 出席者

[理事]佐々木泰樹、立野晴朗、堂免拓也、富永紳、富永譲、長島明夫(理事総数 9 名、出席理事数 6 名)

[監事]中野竹司、大和弘幸(監事総数 2 名、出席監事数 2 名)

上記のとおり出席があったので、本理事会は適法に成立した。

4. 議事

1.2019 年度前期事業報告

2.2019 年度後期募集(奨学生・助成対象者)の報告

3.2020 年度前期募集(応募要領案)の承認

4.2020 年度選考委員の承認

5.公益認定申請に関する報告

6.その他 意見交換

5.議事等の内容

1.2019 年度前期事業について理事長より報告があった。

2.2019 年度後期募集(奨学生・助成対象者)の応募状況及び選考について報告があった。別紙選考結果の奨学生・助成対象者につき、満場一致で承認された。2020 年度後期募集は、法曹分野、建築分野を対象とした公益事業について、現行の助成内容の継続でなく、より社会的に価値の高い事業のあり方について検討のうえ、見直しを行うこととした。

3.2020 年度前期奨学金応募要領案について検討を行った。

4.2020 年度選考委員候補について、別紙のとおり、満場一致で承認された。但し、選考時点で当財団評議員に就任中である候補者は選考委員候補から除外となる旨を確認した。

5.公益認定申請における手続きについて報告があり、定款規程及び組織について協議を行い、公益認定申請相談を通じ、関連諸法令にそった別紙定款変更案について、満場一致で承認された。なお、公益認定申請にあたり、追加で定款及び組織について変更となる可能性は排除せず、とりまとめた段階で改めて審議が必要となる旨を確認した。

6.その他 意見交換

口語詩句新人賞・奨学金に関する広報活動や選考等について理事長より報告があった。

財団交流活動及び助成事業について、公益認定申請を通じ、公益活動の観点から見直しを行う可能性がある旨、事務局から報告があった

(2019 年度第 9 回 定時理事会 資料 1)

2019 年 10 月 10 日

事業報告

報告者 一般財団法人佐々木泰樹育英会
理事長 佐々木 泰樹

自 2019 年 4 月 1 日
至 2019 年 9 月 30 日

1.公益事業の状況

イ.寄付金

本年度中、佐々木敏子氏より用途を特定しない寄付金 3,100 万円を受領しております。

ロ. 2018 年度奨学生に対する奨学金給付（奨学金事業）

2018 年度後期奨学生（2019 年 9 月支給分まで）として、若手弁護士 2 名、若手建築家 3 名、デザイン工芸美術奨学生 3 名に対し奨学金を給付しました。

ハ.2019 年度前期奨学生に対する奨学金給付（奨学金事業）

2019 年度前期奨学生（2020 年 3 月支給分まで）として、建築 13 名、デザイン工芸美術 4 名、医学部 1 名、研修医 1 名、口語詩句 9 名の計 28 名に対し奨学金を給付中です。これにより、2019 年 9 月 30 日現在の奨学生数 36 名(2018 年度奨学生含む)、うち学生 30 名となっております。なお、建築奨学生が進路を組織設計事務所勤務に変更するため、奨学金辞退申入れがありました。

ニ.2019 年度後期募集奨学生および助成者

2019 年 10 月より 2020 年 9 月支給分まで、デザイン工芸美術奨学生 3 名に対し奨学金および 2019 年度若手弁護士 1 名に対し助成金の支給を予定しております。

ホ.口語詩句分野

2019 年度より新規に奨学生募集を開始した口語詩句分野事業は、奨学生に加え、新人賞の募集も開始しております。これに伴い、口語詩句投稿サイト 72h 構築・運営、当該サイト会員募集広告（雑誌媒体、インターネットキーワード広告）などを行っております。

ヘ.助成事業

当財団の事業目的を推進するための助成事業については、建築奨学生が任意で設立した樹林会活動助成を行っております。2017 年度に引き続き、奨学生の活動報告を兼ねた小冊子制作準備中であり、制作費を助成する予定です。また、2018 年度建築奨学生の研修旅行

企画申請があった場合、公益目的事業として適切であるか審査のうえ、助成を予定しております。

日本社会の発展のため法律的提言を意図した若手弁護士法律勉強会を1年間で3回開催し、若手弁護士奨学生2名に加え財団関係者(想定クライアント及び法曹オブザーバー)の参加にて開催し、各回テーマにそった提言書をまとめております。

ト.その他事業

当財団の事業目的を推進するための活動として、公益認定申請準備を行っております。

今後、以下のイベントを予定しております。

2019年10月10日開催予定の2019年度後期奨学金・助成金決定通知授与式兼食事会(奨学生・助成者・財団関係者20名参加・開催費用22万円)

2019年12月開催予定の奨学生交流会(奨学生・助成者・開催費用未定)

2020年1月19日開催予定の新年会(財団関係者参加・開催費用未定)

2020年3月30日開催予定の2020年度前期奨学金決定通知授与式兼食事会(奨学生・口語詩句新人賞・財団関係者参加・開催費用未定)

2. 収益事業の状況

当財団は、現時点において、収益事業を行っておりません。

3. 事務局の任免及び事務委託

当財団の事務局としてトゥループロパティマネジメント株式会社を任命し、同社と事務委託に関する業務委託契約を締結しております。

以上

【一般財団法人佐々木泰樹育英会 2019年度後期奨学生・助成対象者一覧】 2019年10月10日現在

区分		氏名		年齢	所属	出身地	現住所
若手 弁護士	助成金	大江 弘之	オオエヒロユキ	32	奥・片山・佐藤法律事務所 弁護士	神奈川県川崎市	神奈川県川崎市
美術	大学	丸山 さとわ	マルヤマサトワ	19	東京造形大学造形学部 美術学科彫刻専攻	静岡県賀茂郡	神奈川県相模原市
美術	大学院	大谷 陽一郎	オオタニヨウイチロウ	29	東京藝術大学大学院美術 研究科美術専攻デザイン 領域博士後期課程	大阪府富田林市	東京都北区
美術	大学院	遠藤 文香	エンドウアヤカ	25	東京芸術大学大学院デ ザイン科視覚伝達研究 室	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市

1. 全般：法曹、建築、デザイン工芸美術、医学、学生起業家、口語詩句文学
佐々木 泰樹 理事長 トゥループロパティマネジメント株式会社代表取締役
2. 法曹
伊東 毅 評議員 銀座南法律事務所弁護士
寺島 秀昭 副理事長 晴海協和法律事務所パートナー弁護士 専修大学法科大学院教授
富永 紳 理事 レガリスの森法律事務所 弁護士
安田 博延 理事 平河町法律事務所 弁護士
山本 唯倫 評議員(会長) 新紀尾井町法律事務所弁護士
3. 建築
上田 宏 上田宏建築写真事務所
大野 博史 評議員有限会社オーノ JAPAN 一級建築士事務所代表
陣内 秀信 評議員 法政大学特任教授(法政大学江戸東京研究センター所属) 中央区郷土天文館館長
富永 譲 理事 有限会社富永譲・フォルムシステム設計研究所代表 法政大学名誉教授
長島 明夫 理事 LIXIL 出版 編集者
本橋 良介 MMAA 一級建築士事務所代表
4. デザイン工芸美術
浅葉 克己 アートディレクター
榎本 了壺 クリエイティブ・ディレクター、プロデューサー
佐々木 圭一 コピーライター
5. 医学
木村 哲也 聖路加国際病院 神経内科部長
小林 洋一 昭和大学医学部 特任教授 昭和大学病院 副院長
辻 英貴 がん研究会有明病院眼科部長
藤井 本晴 東京臨海病院 脳神経外科 医長
6. 学生起業家
飯野 仁 理事 株式会社ブイ・テクノロジー 執行役員(企画担当)
桑原 清幸 評議員 桑原清幸会計事務所代表 東北大学大学院経済学研究科教授 上智大学
経済学部非常勤講師 公認会計士 税理士
立野 晴朗 理事 立野経営会計事務所所長 イデア監査法人代表社員
堂免 拓也 理事 株式会社三友システムアプレイザル代表取締役社長 株式会社九段経済
研究所取締役
大和 寿子やまと法律会計事務所 公認会計士・税理士
山本 剛株式会社ココカラファイン 取締役常務執行役員
7. 口語詩句文学
秋亜綺羅 詩人・日本現代詩人会前理事長
浦歌無子 詩人
佐々木貴子 詩人
中山俊一 歌人。映画監督。脚本家。
西躰かずよし 俳人・鬘 TATEGAMI 同人
林桂 俳人・鬘 TATEGAMI 代表同人

(各区分 読みがな順)
以上

定款変更案（現行定款別紙添付）

現行定款は2018年12月3日施行です。公益認定申請にあたり、現時点で以下の変更が予定されております。公益認定申請を通じて更に変更があった場合、理事会にて審議のうえ、最終版にて評議員会決議のうえ、定款変更を予定しております。

1 計算書類の承認

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、臨時評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

→第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 職務代行手続

第21条 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3 理事のうち1名を副理事長とし、副理事長は、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるとき、その職務を代行する。副理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第9条第1項第2号の業務執行理事ではない。

→第21条 2（イキ）

3 削除

第22条 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中からそれぞれ選定する。

→第22条 2 理事会は、代表理事を選定及び解職する。

第30条 （4）奨学金の給付の対象となる者及び助成の対象の選考。選考にあたり、同一人を複数の奨学金事業における奨学生とすることはできない。

→削除（選考規程整備）

第33条 3 出席した理事及び監事は、第1項の議事録に記名押印する。

→3 代表理事及び出席した監事は、第1項の議事録に記名押印する。

第35条 第35条 2 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

→2 事務局の重要な使用人は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

→定款変更規程追加

第36条 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条についても適用する。

→公益認定の取消し等に伴う贈与規程の条追加

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

→規程の条追加